

熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（課税の根拠） 第 1 条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定があるもののほか、この条例の定めるところによる。 （条例施行の細目） 第 6 条 この条例の施行その他市税の賦課徴収について必要な事項は、この条例に定めるもののほか、規則で定める。 （均等割の税率） 第24条 【略】 2 【略】 3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第 3 1 2 条第 3 項第 1 号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を 1 2 で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。 4 【略】 （所得控除） 第27条 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同項 及び同条第 3 項から第 1 1 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2, 5 0 0 万円以下である所得割	（課税の根拠） 第 1 条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定があるものの外、この条例の定めるところによる。 （条例施行の細目） 第 6 条 この条例の施行その他市税の賦課徴収について必要な事項は、この条例に定めるものの外、規則で定める。 （均等割の税率） 第24条 【略】 2 【略】 3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第 3 1 2 条第 3 項第 1 号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を 1 2 で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切 捨てる。 4 【略】 （所得控除） 第27条 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び 第 3 項から第 1 1 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2, 5 0 0 万円以下である所得割

の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(寄附金税額控除)

第27条の5の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____（県内に主たる事務所を有する法人若しくは団体に対するもの又は本市における教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして規則で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の2及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(8) 【略】

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(10) 【略】

2 【略】

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第28条の3の2 【略】

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は同条第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日

の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(寄附金税額控除)

第27条の5の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（県内に主たる事務所を有する法人若しくは団体に対するもの又は本市における教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして規則で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の2及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(8) 【略】

(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(10) 【略】

2 【略】

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第28条の3の2 【略】

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日

の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3～5 【略】

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3の3 【略】

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

3～5 【略】

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第32条の6の2 【略】

2 【略】

(法人の市民税の申告納付)

第32条の7 【略】

2～8 【略】

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定める

の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3～5 【略】

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3の3 【略】

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3～5 【略】

(公的年金等_____に係る個人の市民税の特別徴収)

第32条の6の2 【略】

2 【略】

(法人の市民税の申告納付)

第32条の7 【略】

2～8 【略】

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定める

ところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。）を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（同項）において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10~16 【略】

(市民税の減免)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その必要があると認めるものに対し、市民税を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらに準ずるもの
- (5) 納税者又は同居親族が疾病にかかり、医療のため異常な出費を要したため、市民税の納付が困難と認められる者
- (6) 失業等により前年に比し所得が著しく減少したため、市民税の納付が困難と認められる者
- (7) 天災その他これに類する災害により資産につき損失を受けた者

2 前項の規定により 市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) · (2) 【略】

ところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。）を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第 11 項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10~16 【略】

(市民税の減免)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その必要があると認めるものに対し、市民税を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者
又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらに準ずるもの
- (5) 納税者又は同居親族が疾病にかかり、医療のため異常な出費を要したため、市民税の納付が困難と認められる者
- (6) 失業等により前年に比し所得が著しく減少したため、市民税の納付が困難と認められる者
- (7) 天災その他これに類する災害により資産につき損失を受けた者

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に

認める場合は、この限りでない。

(1) · (2) 【略】

3 第1項の規定により 市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の納税義務者等)

第36条 【略】

2～6 【略】

7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様な状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、県、市町村、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては県等又は国が当該埋立地等を県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

8 【略】

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第40条 【略】

(1)～(4) 【略】

3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の納税義務者等)

第36条 【略】

2～6 【略】

7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立し若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様な状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、県、市町村、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては県等又は国が当該埋立地等を県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

8 【略】

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第40条 【略】

(1)～(4) 【略】

第40条の2 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）**第152条第5項**の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 【略】

第40条の3 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1

第40条の2 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）**第64条第4項**の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 【略】

第40条の3 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第

号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1) 【略】

(2) 社会福祉事業等の開始又は設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日

(3)～(6) 【略】

(不均一課税による固定資産税の税率)

第41条の2 【略】

2 前項の規定の適用がある固定資産を所有する者は、毎年1月1日現在における当該固定資産について、同項に該当する事実を証する書類を添え、1月31日までに、その旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第50条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。

(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産

(2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）

(3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める固定資産

1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1) 【略】

(2) 社会福祉事業等の開始若しくは設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日

(3)～(6) 【略】

(不均一課税による固定資産税の税率)

第41条の2 【略】

2 前項の規定の適用がある固定資産を所有する者は、毎年1月1日現在における当該固定資産について、前項に該当する事実を証する書類を添え、1月31日までに、その旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第50条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。

(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産

(2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）

(3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める固定資産

2 前項の規定により 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) 【略】

3 第1項の規定により 固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(申請又は申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収)

第51条 不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定によって登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第383条の規定によって市長に申告をする義務のある者が、そのすべき申請又は申告をしなかったこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条第1項の規定によって当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び同条 第2項及び法第743条第2項の規定によって通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下本条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 【略】

(固定資産に関する地籍図等の様式等)

第52条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土壤分類図及び家屋見取図

2 前項の規定によって 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に

認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) 【略】

3 第1項の規定によって 固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(申請又は申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収)

第51条 不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定によって登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第383条の規定によって市長に申告をする義務のある者が、そのすべき申請又は申告をしなかったこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条第1項の規定によって当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第417条第2項及び法第743条第2項の規定によって通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下本条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 【略】

(固定資産に関する地籍図等の様式等)

第52条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土壤分類図及び家屋見取図

(被災住宅用地 の申告)

(1)~(6) 【略】

(種別割の減免)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該軽自動車等が同項の軽自動車等に該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(被災住宅用地等の申告)

(1)~(6) 【略】

(種別割の減免)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に

認める場合は、この限りでない。

(1) 軽自動車等の種別

(2) 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）の住所又は氏名若しくは名称

(3) 主たる定置場

(4) 原動機の型式

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6) 用途

(7) 形状

(8) 車両番号又は標識番号

3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第67条 市長は、災害その他特別の事情により特に必要と認める軽自動車等に対しては、種別割を減免することができる。ただし、減免すべき事由が発生した日前に納期限を経過しているものについては、この限りでない。

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする事由その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該軽自動車等が同項の軽自動車等に該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第68条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 軽自動車等の種別

(2) 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）の住所又は氏名若しくは名称

(3) 主たる定置場

(4) 原動機の型式

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6) 用途

(7) 形状

(8) 車両番号又は標識番号

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第67条 市長は、災害その他特別の事情により特に必要と認める軽自動車等に対しては、種別割を減免することができる。ただし、減免すべき事由が発生した日前に納期限を経過しているものについては、この限りでない。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする事由その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に

認める場合は、この限りでない。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第68条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難なもの（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢１８歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（１台に限る。）

(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第１号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。ただし、市長が、当該軽自動車等が同号に該

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢１８歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（１台に限る。）

(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第１号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。ただし、市長が特に

当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
- (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第66条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、市長が、当該軽自動車等が同号に該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

4 第66条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車に関する過料）

第72条の2 原動機付自転車及び小型特殊自動車の課税標識、課税外標識及び試乗標識の取付け又は引替を拒み、これを違反した者に対しては過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

認める場

合は、この限りでない。

- (1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
- (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第66条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特に

認める場合は、この限りでない。

4 第66条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車に関する過料）

第72条の2 原動機付自転車及び小型特殊自動車の課税標識、課税外標識及び試乗標識の取付け若しくは引替を拒み、これを違反した者に対しては過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

(たばこ税の課税免除)

第78条 【略】

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第80条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3・4 【略】

(特別土地保有税の納税義務者等)

第108条 【略】

2～4 【略】

5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地（以下この項において「保留地予定地」という。）がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分公告がある日までの間当該保留地予定地である土地について使用し、又は収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地である土地を取得することを目的とする契約が締結されたときは、当該契約の効力が発生した日として令第36条の2の3に規定する日において当該保留地予定地である土地の取得がされたものとみなし、当該保留地予定地である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

6 【略】

(たばこ税の課税免除)

第78条 【略】

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第80条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3・4 【略】

(特別土地保有税の納税義務者等)

第108条 【略】

2～4 【略】

5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地（以下この項において「保留地予定地」という。）がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分公告がある日までの間当該保留地予定地である土地について使用し、又は収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地である土地を取得することを目的とする契約が締結されたときは、当該契約の効力が発生した日として令第36条の2の4に規定する日において当該保留地予定地である土地の取得がされたものとみなし、当該保留地予定地である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

6 【略】

(特別土地保有税の減免)

第114条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものに対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1)～(3) 【略】

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)・(2) 【略】

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額)

第115条の5 遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額は、法第625条第2項の課税標準額に前条の税率を乗じて得た額から、同項の遊休土地である土地に対して課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の1.4を乗じて得た額の合計額(当該遊休土地である土地のうちに土地に対して課する特別土地保有税が課される土地がある場合にあつては、当該合計額に当該土地に対して課すべき当該年度分の第112条第1号に規定する法第599条第1項第1号の特別土地保有税の税額の合計額を加えた額)を控除した額とする。

(事業所税の納税義務者等)

第134条 【略】

2 特殊関係者(法第701条の3第2項に規定する特殊関係者をいう。以

(特別土地保有税の減免)

第114条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものに対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1)～(3) 【略】

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に

認める場

合は、この限りでない。

(1)・(2) 【略】

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額)

第115条の5 遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額は、法第625条第2項の課税標準額に前条の税率を乗じて得た額から、同項の遊休土地である土地に対して課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の1.4を乗じて得た額の合計額(当該遊休土地である土地のうちに土地に対して課する特別土地保有税が課される土地がある場合にあつては、当該合計額に当該土地に対して課すべき当該年度分の第137条第1号に規定する法第599条第1項第1号の特別土地保有税の税額の合計額を加えた額)を控除した額とする。

(事業所税の納税義務者等)

第134条 【略】

2 特殊関係者(法第701条の3第5項に規定する特殊関係者をいう。以

下本項において同じ。)が行う事業について令第56条の21第2項に規定する事情があるときは、事業所税の賦課徴収については、当該事業は、特殊関係者を有する者及び当該特殊関係者の共同事業とみなす。

3 【略】

(事業所税の課税標準)

第135条 事業所税の課税標準は、資産割にあつては、課税標準の算定期間(法人に係るものにあつては、法第72条の13に規定する事業年度とし、個人に係るものにあつては、法第701条の31第1項第8号に規定する個人に係る課税期間とする。以下本節において同じ。)の末日現在における事業所床面積(当該課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合には、当該事業所床面積を12で除して得た面積に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積。次項において同じ。)とし、従業者割にあつては、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とする。

2・3 【略】

(事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料)

第143条 前2条の規定により申告をすべき者が同条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 【略】

(事業所税の減免)

第144条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、事業所税を減免することができる。

2 前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添えて、これを市長に申請しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項

下本項において同じ。)が行う事業について令第56条の21第2項に規定する事情があるときは、事業所税の賦課徴収については、当該事業は、特殊関係者を有する者及び当該特殊関係者の共同事業とみなす。

3 【略】

(事業所税の課税標準)

第135条 事業所税の課税標準は、資産割にあつては、課税標準の算定期間(法人に係るものにあつては、法第72条の13に規定する事業年度とし、個人に係るものにあつては、法第701条の31第1項第10号に規定する個人に係る課税期間とする。以下本節において同じ。)の末日現在における事業所床面積(当該課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合には、当該事業所床面積を12で除して得た面積に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積。次項において同じ。)とし、従業者割にあつては、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とする。

2・3 【略】

(事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料)

第143条 前2条の規定により申告をすべき者が同条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 【略】

(事業所税の減免)

第144条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、事業所税を減免することができる。

2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添えて、これを市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に

に規定する者に該当することが明らかであり、かつ、事業所税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 事業所等の所在地
- (3) 減免を受けようとする事由
- (4) **前3号**に掲げるもののほか、市長において必要があると認める事項

3 第1項の規定により事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(都市計画税の納税義務者等)

第146条 都市計画税は、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として当該土地又は家屋の所有者に課する。

2~4 【略】

附 則

【削る】

認める場合は、この限りでない。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 事業所等の所在地
- (3) 減免を受けようとする事由
- (4) **前各号**に掲げるもののほか、市長において必要があると認める事項

3 第1項の規定によって事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(都市計画税の納税義務者等)

第146条 都市計画税は、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として当該土地又は家屋の所有者に課する。

2~4 【略】

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第5条 【略】

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する

第5条 【略】

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

【新設】

7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する

市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

【削る】

15 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 【略】

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

15 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

【新設】

16 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 【略】

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 【略】

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 【略】

5 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 【略】

6 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 【略】

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けよう

(1)～(4) 【略】

【新設】

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 【略】

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 【略】

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 【略】

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けよう

とする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 【略】

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 【略】

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第9項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) 【略】

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第10項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 【略】

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に

とする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 【略】

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 【略】

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第8項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) 【略】

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第9項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 【略】

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に

係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 【略】

12 法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１２項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 【略】

13 法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 【略】

14 法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１８項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 【略】

係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１０項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 【略】

11 法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 【略】

12 法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１６項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 【略】

13 法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１７項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 【略】

(5) 施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 【略】 (特別土地保有税の課税の停止) 第14条の2 【略】 2 【略】 3 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する第115条の2に規定する遊休土地（以下本項において「遊休土地」という。）に対しては、<u>同条から第115条の7まで</u>の規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の遊休土地に対して課する特別土地保有税を課さない。 (読替規定) 第18条の6 法<u>附則第33条</u>の規定の適用がある各年度分の事業所税に限り、第136条中「同条」とあるのは「同条又は法<u>附則第33条</u>」と読み替えるものとする。	(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 【略】 (特別土地保有税の課税の停止) 第14条の2 【略】 2 【略】 3 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する第115条の2に規定する遊休土地（以下本項において「遊休土地」という。）に対しては、<u>第115条の2から第115条の7まで</u>の規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の遊休土地に対して課する特別土地保有税を課さない。 (読替規定) 第18条の6 法<u>附則第32条の7又は第32条の8</u>の規定の適用がある各年度分の事業所税に限り、第136条中「同条」とあるのは「同条又は法<u>附則第32条の7若しくは第32条の8</u>」と読み替えるものとする。
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第40条の2の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第27条の5の2の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第1条第11号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の熊本市税条例第27条の5の2第1項第9号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第

8号) 附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。) 」とする。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の熊本市税条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。) 附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号) の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。